

農業ひろさき

2020年10月1日（第176号）
（令和2年10月1日）

編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104



「りんご放任園対策」の継続・拡充を要望

県への要請活動

解消に向け市町村を支援する



8月17日、中弘地区農業委員会連絡協議会（会長・成田繁則弘前市農業委員会会長）の役員8名が、中

南地域県民局を訪れ、齋藤勉中南地域県民局地域農林

水産部長へ成田会長より「りんご放任園対策」に関する要望書を手渡しました。

要望に対して齋藤部長は、「青森県りんご黒星病対策推進会議」及び放任園対策について継続実施する予定であり、りんご黒星病の発生防止及びりんご放任園の解消に向けて各種事業を展開し、市町村等を支援していくと述べました。



市長への要請活動

共に力を合わせて対応していきましょう



一方、同日、市農業委員会は、成田繁則会長をはじめ運営委員が市役所を訪れ、櫻田宏市長にりんご放任園対策について事業の継続・拡充などを要望しました。

要望後の市長との懇談では、農家の高齢化対策や担い手対策などを含めた、りんご放任園対策について意見交換が行われ、櫻田市長からは、りんご放任園対策は農業委員会との連携が不可欠であり、共に力を合わせ対応に臨みましょうという呼びかけがありました。



「ひろさき農業メールマガジン」をご活用ください。

市では、農業情報に特化したタイムリーな情報を皆さんにお届けするため、ひろさき農業メールマガジンの配信を始めました。ご利用は無料ですので、お気軽にご活用ください。

◆配信内容

- (1) 市や国の補助事業の公募情報
(例) 農業機械導入・施設整備事業、新改植支援事業など
- (2) 各種イベントや研修会情報
(例) 青色申告研修会、農作業安全講習会、りんごスマート農業セミナーなど
- (3) その他市役所・関係機関からの各種お知らせなど

◆配信頻度

毎月2～3回程度（予定）
※重要なお知らせについては随時配信。
※詳細については、市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先 農政課担い手育成係（市役所前川本館3階） ☎40-0767

■「ひろさき農業メールマガジン」で検索、または、こちらを読み取ってください。



未経験者大歓迎!「初心者向け」りんご研修会(着色管理・収穫編)

りんご生産における作業未経験者や初心者を対象に、着色管理や収穫などの基礎的な技術研修会を開催します。

- ◆日時 10月17日(土)
 - ①午前の部: 10時~11時30分
 - ②午後の部: 13時~14時30分
- ◆集合場所 弘前市りんご公園
- ◆内容 りんごの着色管理・収穫の研修(作業DVDの視聴、実技研修) ※①、②ともに内容は同じです。
- ◆定員 ①、②それぞれ25名
- ◆対象者 弘前市内でのりんご補助作業に関心のある方、または、就農を希望する方
- ◆講師 青森県りんご協会職員、市内JA職員
- ◆参加費 無料
- ◆持ち物 飲み物、汗拭きタオル、作業用手袋、雨合羽(雨天時)
- ◆申込方法 10月14日(水)までに農政課までお申し込みください。(氏名、電話番号、りんご作業経験の有無、①午前の部または②午後の部をお知らせください) ※希望する方には託児サービスもごございます。事前申込が必要ですので、託児サービスをご利用の場合は10月9日(金)までにお申し込みください。 ※荒天の場合は、翌週10月24日(土)に順延します。
- 問い合わせ先 農政課地域経営係(市役所前川本館3階) ☎40-7102

りんご黒星病耕種的防除対策事業

落葉処理や黒星病に感染した摘果・摘葉の処理に要する事業費に対して補助します。

- ◆対象者 農家、農家で構成された2戸以上の団体、農地所有適格法人
- ◆事業内容
 - ①耕種的防除支援事業
 - ◇対象経費 人件費、業者または他者への作業委託費(食糧費を除く)、機械リース費
 - ◇補助率 2分の1(面積に応じて上限あり)
 - ②モデル実証・啓発事業 2戸以上の農業者が同一エリアにある園地を、障がい福祉事業所等に作業委託するとともに、当市が行う耕種的防除啓発活動に協力すること。
 - ◇対象経費 ①と同じ
 - ◇補助率 10分の9(上限10万円)
- 問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階) ☎40-7105

農泊の取り組みを支援します!

市では、アフターコロナを見据えた少人数滞在型スタイルの農泊を推進していくため、「ひろさき農泊推進支援事業」を実施します。

- ◆補助対象者 市内に住所を有し、以下の①と②の要件を全て満たす個人や法人、団体。
 - ①旅館業法の簡易宿所の許可を受けている又は住宅宿泊事業法(民泊)の届け出を行っていること
 - ②宿泊者に農業体験サービスを提供していること
 ※①・②ともに、今年度からの新たな取り組みも含む。
- ◆申請締切 令和3年1月29日(金)
- 広告宣伝事業 農泊や農業体験サービスの提供に関するホームページの開設・改修、動画制作、民泊サイトへの掲載等に要する経費の支援。
 - ◇補助額
 - ・個人及び法人 実支出額(上限50万円)
 - ・団体 実支出額(上限200万円)
- 弘前農産品PR事業 宿泊者に対し弘前産農産物やその加工品をプレゼントするための、当該農産品の調達や発送に要する経費の支援。
 - ◇補助額 実支出額(宿泊者1名あたり上限5千円)
- 受入環境整備事業 農泊や農業体験サービスの提供に必要な物品の購入や住宅等の改修に要する経費の支援。
 - ◇補助率 実支出額の10分の9(上限50万円)
- 問い合わせ先 農政課農地支援係(市役所前川本館3階) ☎40-0656

りんご農家等直売活動支援事業

2戸以上のりんご農家などで組織する団体または、家族経営協定を締結したりんご農家等が自ら生産したりんごをはじめとした果実など(その加工品も含む)を臨時販売所やスーパーなどで自ら販売するための経費に対して補助します。

- ◆事業内容 2戸以上のりんご農家などで組織する団体または、家族経営協定を締結したりんご農家等が自ら生産したりんごをはじめとした果実など(その加工品も含む)を臨時販売所やスーパーなどで自ら販売するための経費に対して補助します。
- ◆主な採択基準 自ら生産したりんごをはじめとした果実など(その他加工品を含む)を自ら販売するための経費であること。ただし、既存の販路となっている店舗のみでの販売や加工品のみでの販売などを除く。
- ◆補助対象経費 直売に要する経費(旅費、消耗品費、土地や店舗などの使用料・賃借料など)
- ◆補助率 2分の1以内(上限15万円)
- 問い合わせ先 りんご課販売促進係(市役所前川本館3階) ☎40-7105

秋の農作業安全運動実施中

りんご樹の雪害対策、準備をお早めに…

農道等除雪事業

りんご樹の枝折れ防止作業及び消雪作業の促進を図るため、その除雪作業に係る経費の一部を補助する制度がありますのでご利用ください。

◆条件 2車線以上のアスファルト舗装またはコンクリート舗装された道路

◆補助対象者

- (1)土地改良区及びその連合体
- (2)農業協同組合
- (3)共同施行者(当該事業を共同で行う、数人の者で構成)

◆補助対象経費

- (1)人件費、(2)消耗品費
- (3)燃料費、(4)物品修繕費など

◆補助対象となる除雪回数(上限)

通常除雪…1農道当たり10回まで
 拡幅除雪…1農道当たり1回まで

◆補助金の額

1km当たりの各除雪単価を乗じて得た額または補助対象経費の実支出額の合計額のいずれか少ない額の2分の1以内の額

■問い合わせ先 農村整備課農村整備係(市役所前川本館3階)

☎40-2955



スノーモビル農道圧雪事業

農道をスノーモビル走行し、圧雪することで、園地まで歩きやすくなり、りんご樹の雪下ろし作業や融雪作業を行うことができ、枝折れなどの雪害を軽減するための事業を実施しています。

今年度、この事業に取り組みたい団体を募集しますので、10月30日(金)までにご連絡ください。

■問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階)

☎40-7105

農作物の収穫徹底についてのご願い
～カラス被害を減少させるために～

農地や街なかにおいて、カラスによる被害が深刻となっております。

カラスは、自然界に食べ物が少なくなる冬季に多く餓死するといわれています。しかし、農作物の収穫残さ等を放置することで、カラスに対しての無自覚な餌付けとなり、カラスの個体数を減らすことができません。

そこで、カラスの個体数や被害を減少させるため、畑に放置された規格外の農作物については土中に埋める、木に残っている果実等は可能な限り残さず摘果するなどの取組みについて、農業者の皆様のご協力をお願いします。

■問い合わせ先 環境課環境保全係(市役所前川新館2階)

☎36-0677

不正軽油は脱税です!

軽油引取税は、自動車等の燃料となる軽油の引取りに対し、1リットル当たり32円10銭の税率で課税される県の税金です。

事前に地域県民局長の承認を得ないで、灯油や重油などを混ぜて製造した不正軽油を自動車の燃料として販売し、消費した場合などは、脱税行為として軽油引取税が課されます。不正軽油は脱税行為だけにとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。

県では、不正軽油を防止するため、道路での燃料抜取調査や各事業所への訪問調査を実施していますので、調査にご協力をお願いします。

また、不正軽油の製造、販売及び使用に関する情報がありましたら、以下の問い合わせ先までお寄せください。

■問い合わせ先

県税務課「不正軽油110番」

☎017-734-9066(直通)

中南地域県民局県税部

☎0172-32-4341(直通)

家族経営協定を締結して、
農業経営を発展させよう!

家族間の話し合いによる経営改善や女性農業者の地位確立につながることを背景に、本市での協定締結家族は現在147組となっています。

家族経営協定は、農業経営における家族の約束ごとを文書で取り決めたもので、協定を結ぶことでお互いの役割を確認することができます。

また、認定農業者制度の共同申請や農業者年金の加入にあたり保険料の国庫助成、制度資金の活用などのメリットがあります。

家族経営協定に関する詳しい内容や締結までの流れなど、詳しくは、下記までお問い合わせください。



■問い合わせ先 農業委員会農政係(市役所前川本館3階)

☎40-7104

収入保険加入申請受付中

青森県農業共済組合ひろさき支所では、収入保険(継続・新規)の加入申請を受付しています。

受付期間は11月末までです。(新規に加入する方は12月末まで。)


◆【加入時の必要書類など】

－ 新規加入の方 －

- 確定申告書B第一表
- 青色申告決算書(損益計算書・収入金額の内訳)
- 事業消費、各品目ごとに作付面積、収穫量、雑収入の内訳が分かるもの
- 畑作物直接支払交付金支払通知書(麦・大豆耕作者のみ)
- ※上記書類の直近4か年分(4年分の申告書類がない方は、ある年数分で結構です)

－ 継続加入の方 －

- 令和3年農業経営に関する営農計画(共済組合より配布)
- 各地域で収入保険説明会、相談会、加入申請受付も行います。日程、場所はNOSA I青森ホームページなどで確認できます。なお、共済組合ひろさき支所(門外字村井)では常時受付をしています。

■問い合わせ先 青森県農業共済組合  **NOSA I**
ひろさき支所 ☎28-5700



《クマによる人的被害が発生しています》

クマの被害に遭わないために、次のことに注意しましょう。

- クマが出没するおそれのある山ぎわ付近での作業時や、クマの活動時間と重なる早朝や夕方には特に注意する。
- 笛を吹いたり、鈴、ラジオなど音が出るものを身につけて、存在を知らせる。
- 廃棄したりんご・野菜を放置しておくとかマを引き寄せる原因となるので、適切に処分する。

【クマに遭遇したら】

- クマは逃げるものを追う習性があるため、後ずさりしながら静かに立ち去る。
- 大声を上げたり、攻撃したりしない。
- 子グマの近くには親グマがいる場合が多いため、見つけても近寄らない。

【クマを目撃したら】

- 平日日中は、下記問い合わせ先まで、夜間・休日は弘前市役所☎35-1111(代表)までご連絡を。

■問い合わせ先 農村整備課鳥獣対策係(市役所前川本館3階)
☎40-4155

野焼き・不法投棄はやめましょう!

●野焼きをやめよう!

家庭や事業所から出たごみを、ドラム缶に入れて焼却したり、空き地や河川敷などで焼却したりする野焼きは、法律で禁止されています。また、悪臭や煙による近隣トラブルにつながるほか、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、健康への影響が心配されます。

例外として農業を営むためにやむを得ないものとして行う焼却は、法律で禁止されていませんが、周辺住民などから苦情が出ないように焼却は少量にとどめ、煙や臭いには注意を払ってください。

なお、農業用マルチなどの廃プラスチック類や農作業の休憩時に排出された弁当の容器、生ごみなどの一般ごみの焼却は法律違反となりますので絶対にやめてください。



■問い合わせ先 環境課資源循環係(弘前市役所前川新館2階) ☎35-1130

●不法投棄をやめよう!

人目につかない山林や、空き地などにごみを捨てる人がいます。不法投棄されたごみにより、自然環境や景観が悪くなるだけでなく、元に戻すためには多くの労力と費用を要します。また、家庭ごみ集積所においても、市で収集しないごみを故意に捨てたり、農業に伴い排出されるごみ(事業系ごみ)を捨てる行為は不法投棄にあたる場合があります。

■問い合わせ先 環境課町田事業所(弘前地区環境整備センター管理棟2階) ☎32-1952

●重い罰則が科せられます!

不法投棄や野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金(法人は3億円)または、その両方の罰則が科せられます。

農地の権利移動・転用等の申請締切は

毎月27日(休日等の場合は前日)です。

書類がそろわないと受理できない場合がありますので、申請は、お早めをお願いします。

■問い合わせ先 農業委員会農地係 ☎40-7104

ストップ! わら焼き

わら焼きにより発生する煙は、地域住民の健康を害したり、交通を妨げたりするなど、社会的に大きな問題となっており、農業のイメージダウンにつながります。



水田へのすき込みや堆肥、家畜の飼料や敷きわらなど有効活用に努めましょう。

■問い合わせ先 農政課農産係(市役所前川本館3階)
☎40-0504

農地流動化情報は、市のホームページからも情報提供!

農業委員会では、農地の有効利用と遊休農地解消対策として、「農地を貸したい、売りたい」または「借りたい、買いたい」などの情報を提供しています。

➡ 農業・商工業・観光 > 農業情報 >

農地に関すること > 農地流動化情報

